

# 農政をめぐる情勢

## 目次

I	農業改革をめぐる情勢	1
II	TPP11大筋合意を発表	9
III	その他通商交渉をめぐる情勢	15
IV	卸売市場法見直しの動き	19

## 今月号のあらまし

### I 農業改革をめぐる情勢

10月22日、第48回衆議院議員総選挙の投開票が行われ、自民・公明の与党で衆議院総数の3分の2（310議席）を上回る313議席を獲得した。

11月24日、政府は日EU・EPA対策を踏まえた「総合的なTPP等関連政策大綱」決定した。

### II TPP11大筋合意を発表

11月9日、茂木経済再生担当大臣は閣僚会合で大筋合意がなされた旨を発表した。しかし、当初予定されていた首脳会合での大筋合意確認はカナダ政府の申入れにより延期となった。

これを受け、11日午前、茂木大臣が再度記者会見を開催し、改めて閣僚会合として大筋合意を確認した旨およびその内容について説明を行った。

大筋合意の内容は、凍結20項目の指定、協定の効力発生の要件を6カ国での批准が完了したときとすること、見直し条項の追加などであり、新たな協定を「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）」とした。

### III その他通商交渉をめぐる情勢

11月6日、初来日したトランプ大統領と安倍首相は、東京で日米首脳会談を開催した。会談後の共同記者会見でトランプ大統領は「公正、自由で互恵的な貿易関係を確立したい」と述べた。

11月2日、農林水産省は日EU・EPAにおける農林水産物への影響を公表した。

### IV 卸売市場法の抜本的見直しに向けた動き

政府・与党は、農業競争力強化プログラムや規制改革実施計画等に基づき、「卸売市場法の抜本的見直し」について、検討を再開した。

11月22日、農水省の素案が明らかになったと報道された。現行の卸売市場法で定める取引規制は大部分を廃止し、一部だけ「共通ルール」として維持し、このルールを守るところを国が中央卸売市場として認定する。中央卸売市場として民間市場も認められることとなり、公設を基本としてきた卸売市場制度の大転換となる。

# I 農業改革をめぐる情勢

## — 総合的なTPP等関連政策大綱改訂版を決定 —

### 1. 国会

- 10月22日、第48回衆議院議員総選挙の投開票が行われ、自民党が284議席を確保し、単独で絶対安定多数（261議席）を上回った。公明党は29議席を確保し、自民・公明の与党で衆議院総数の3分の2（310議席）を上回る313議席を獲得した。
- 野党は、民進党から分裂した立憲民主党（代表：枝野幸男衆議院議員）が55議席を確保し、野党第一党となった。
- 11月1日に、12月9日までの39日間を会期とする特別国会（第195回国会）が召集され、第4次安倍内閣が発足、8月の内閣改造（第3次安倍第3次改造内閣）で任命した全閣僚が再任された。
- 11月現在の政府会議体、政府の農業関係の体制は別紙1の通り。
- 11月9日、農水省は、当初年内成立を目指していた3法案について、特別国会に「競馬法改正法案」のみを提出することとし、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」、「農林年金統合法改正法案」は来年の通常国会に先送りする方針を示した。

### 2. 自民党

- 11月7日、自民党は、西川公也氏の後任として、農林・食料戦略調査会長に塩谷立選挙対策委員長（静岡）、TPP・日EU等経済協定対策本部長に森山裕国会対策委員長（鹿児島）とした。
- なお、西川公也氏は、農林・食料戦略調査会の特別顧問、TPP・日EU等経済協定対策本部の特任顧問に就任した。また、8日に安倍首相より内閣官房参与にも起用されており、農業政策全般を担当する。

（自民党の農業関係の体制は別紙2の通り）

### 3. 平成29年度補正予算

- 11月1日、閣議で安倍総理は平成29年度補正予算案の編成を指示した。来年1月に召集される通常国会で成立する見通しである。
- 20日、政府は日EU・EPA対策を踏まえた「総合的なTPP等関連政策大綱(案)」を自民党TPP・日EU等経済協定対策本部に示した。24日、政府は同大綱を正式に決定した。
- 日EU・EPAで関税を撤廃するパスタについては、国内メーカーが輸入パスタと競争できるよう、小麦の輸入差益(マークアップ)を実質的に撤廃することなどを新たに盛り込んだ。なお、国が徴収したマークアップは国産小麦の生産振興に充てられており、その財源が減少するため財源の手当てが課題となる。(20日に提示されたポイントは別紙3の通り)

#### 【日EU・EPA対策を踏まえた総合的なTPP等関連政策大綱(案)の概要】

##### 体質強化対策

- ・政策大綱策定以降の対策を検証・見直し、必要な施策を実施。
- ・経営感覚のある担い手の育成・支援
- ・畜産・酪農の収益力向上。省力化施設の整備や国産チーズの原料乳生産とチーズ製造の低コスト・高品質化などを推進
- ・農林水産物の輸出拡大。米、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品、青果、茶などを重点品目に、輸出条件の改善、国内の環境整備を推進
- ・合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国
- ・農業競争力強化プログラムの着実実施

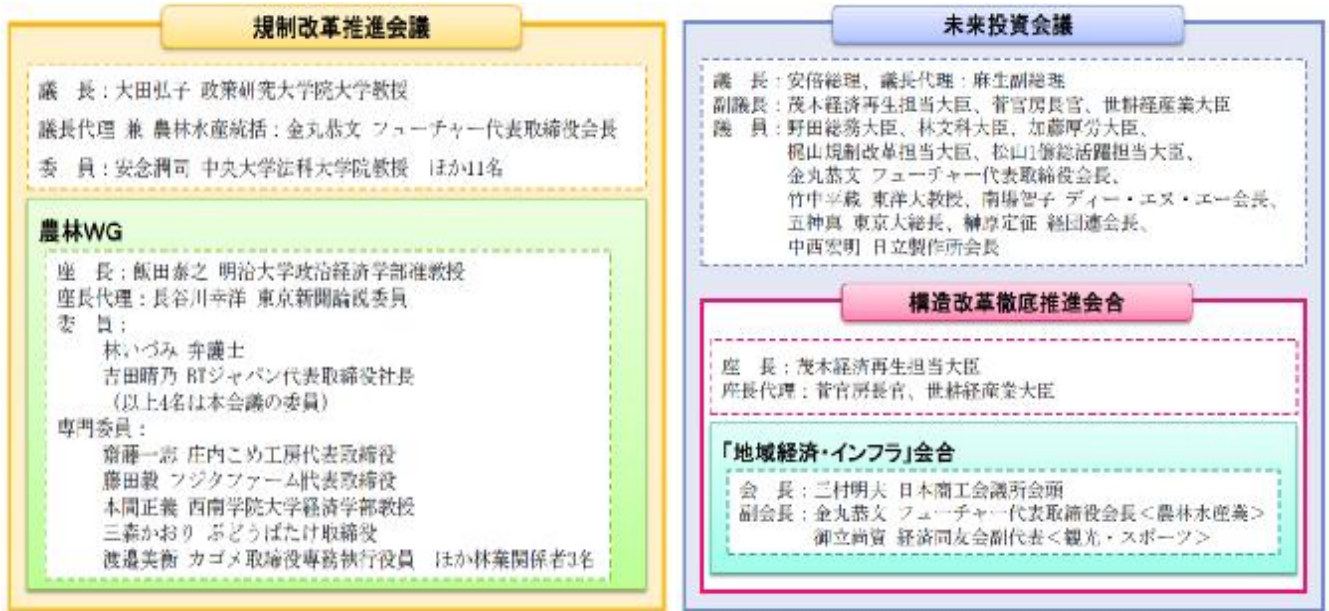
##### 重要5品目関連

- ・米⇒TPPの輸入量相当の国産米を備蓄米として買入れ
- ・麦⇒経営所得安定対策を着実に実施。小麦のマークアップを実質的撤廃・引き下げ。菓子、パスタ製造業などを、経営改善を支援する法律の対象に追加
- ・牛肉⇒肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の補てん率引き上げ
- ・豚肉⇒養豚経営安定対策事業(豚マルキン)で補てん率、国庫負担率を引き上げ
- ・乳製品⇒加工原料生産者補給金に生クリームなどを追加し2017年度から実施
- ・甘味資源作物⇒加糖調製品を調整金の対象に追加

#### (補足) 補正予算をめぐる動向

- ・補正予算の財源は、税収が想定を下回ったことから、平成28年度2次補正予算水準（農林水産業関係：5,739億円、うちTPP関連対策3,453億円）が確保されるかに注目が集まっている。
- ・財務省は予算圧縮を求める立場から、TPPおよび日EU対策の増額に否定的な見解を示している。10月17日に開催された財政制度等審議会の財政制度分科会（分科会長：榊原定征経団連会長）において、以下の内容が示唆された。
  - 米国のTPP復帰が見通せない中、従来対策について見直し・縮小
  - EUからの輸入増加が懸念される豚肉、木材、チーズについては、TPP参加国からも輸入されており、従来TPP対策で相当程度カバーできる
  - 畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業は、施設や機械の導入の事業効果を「見える化」することが不可欠であり、今後厳しく査定していく

【政府会議体の体制】



【政府の農業関係の体制】

<b>【農林水産省】</b>		
農林水産大臣	齋藤 健	[衆・千葉 7 区]
農林水産副大臣	磯崎 陽輔	[参・大分]
〃	谷合 正明	[参・比例(公明)]
農林水産大臣政務官	野中 厚	[衆・埼玉 12 区]
〃	上月 良祐	[参・茨城]
<b>【内閣府】</b>		
内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）	梶山 弘志	[衆・茨城 4 区]
内閣総理大臣補佐官 (ふるさとづくりの推進及び農林水産物の輸出振興担当)	宮腰 光寛	[衆・富山 2 区]

【自民党の農業関係の体制】



# 「総合的なTPP等関連政策大綱」 のポイント

## 「総合的なTPP等関連政策大綱」(案)

新輸出大国	国内産業の競争力強化	農政新時代
<p>&lt;輸出促進によるグローバル展開推進&gt;</p> <p><b>1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○TPP等の普及・啓発</li> <li>○中堅・中小企業等のための相談体制の整備</li> </ul> <p><b>2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）</li> <li>○コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進</li> <li>○農林水産物・食品輸出の戦略的推進</li> <li>○インフラシステムの輸出促進</li> <li>○海外展開先のビジネス環境整備</li> </ul>	<p>&lt;TPP等を通じた国内産業の競争力強化&gt;</p> <p><b>1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進</li> <li>○対内投資活性化の促進</li> </ul> <p><b>2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の関する情報発信</li> <li>○地域リソースの結集・ブランド化</li> <li>○地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化</li> </ul> <p>&lt;食の安全、知的財産、政府調達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示</li> <li>○特許、商標、著作権関係について必要な措置</li> <li>○著作物等の利用円滑化等</li> <li>○政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明</li> </ul>	<p>&lt;農林水産業&gt;</p> <p><b>1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）</b></p> <p>政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成</li> <li>○国際競争力のある産地イノベーションの促進</li> <li>○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（国産チーズ等の競争力強化等）</li> <li>○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓</li> <li>○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化</li> <li>○持続可能な収益性の高い操業体制への転換</li> <li>○消費者との連携強化、規制改革・税制改正</li> </ul> <p><b>2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）</b></p> <p>TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米（政府備蓄米の運営見直し）</li> <li>○麦（経営所得安定対策の着実な実施）</li> <li>○牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）</li> <li>○甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）</li> </ul>



## ① 輸出促進によるグローバル展開推進

新輸出大国(中堅・中小企業等の海外展開支援)

- ◆海外展開を図る中堅・中小企業等を専門家・支援機関による支援を通じ後押し。

＜「新輸出大国コンソーシアム」＞

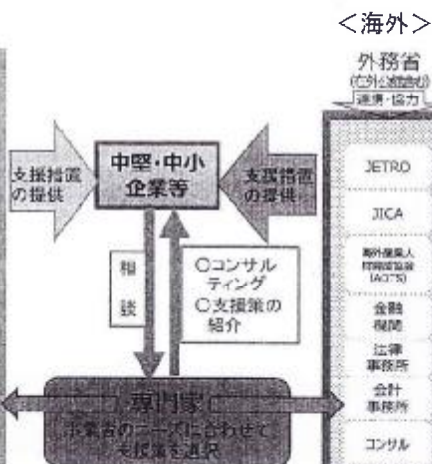
- 複数の支援機関が協力(ワンストップ)
- 支援策を組合せ、より効果的な支援メニューを提供

※支援内容:

海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定 等

＜国内＞

本名后(JETRO)	
＜支援機関＞	
JETRO	日本経済協会
NEXI	商工会議所
NEDO	商工会
工業技術院	よさず支援拠点
国際貿易振興・中経	金融機関
中ハ機構	地方自治体
JICA	経済産業省



＜海外＞

外務省(在外公館等)連携協力	
JETRO	
JICA	
海外進出支援センター	
金融機関	
法律事務所	
会計事務所	
コンサル	

新輸出大国コンソーシアムによる支援の状況

- ①支援機関:1103機関

政府・政府関係機関等、自治体、商工会議所・商工会、地方銀行、信用金庫等

- ②支援対象企業:6282社

支援対象企業の業種:工業、農水産業、卸売業 等

- ③専門家:477名

商社OB、メーカーOB、コンサルタント 等

(平成29年10月13日時点)

＜例: 室町酒造 株式会社(岡山県)＞



- ◆実績の無かったカナダへの輸出を計画
- ◆コンソーシアムによる情報提供により州ごとに異なる販売規制に対応
- ◆専門家とともに現地での商談会で新規販路を開拓
- ◆約1,000本の取引が実現

＜今後の取組＞

- ◆支援対象にEU市場への展開を図る企業を追加するとともにEU市場の実情を踏まえ、支援の一層の充実を行う。

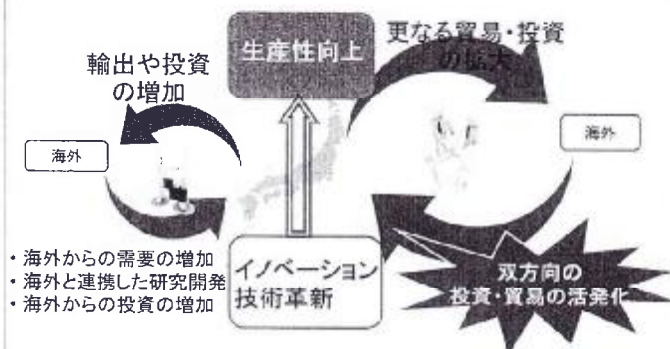
- ・EU市場向けの専門家が事業計画策定から市場開拓に至るまでを支援
- ・EUの規格・規制対応(例:CEマーク)を支援
- ・地域商社等の活用によるEU市場への展開を支援 等

## ② T P P 等を通じた国内産業の競争力強化

グローバル・ハブ(貿易・投資の国際中核拠点)

- ◆我が国企業の海外展開が進み、我が国企業の強みである優れた技術力等が海外で認知され、海外からの投資が期待。
- ◆優れた技術力等を有する我が国企業が海外展開できるよう基礎体力、体質強化を図る。

貿易・投資の拡大の恩恵を我が国に取り込む  
好循環の拡大



中堅・中小企業と外国企業との共同開発等を通じた事業拡大の事例

＜戸田工業(化学素材、広島県、従業員390名)＞

- ◆トナー等を製造している戸田工業の顔料に仏の化粧品メーカーが着目。

- ◆当該仏の化粧品メーカーは、日本に研究所を設立。戸田工業と共同で化粧品顔料を開発。(オープンイノベーション)

※口紅やファンデーションとして世界中で販売。

- ◆独BASFとリチウムイオン電池用素材の合弁会社設立(山陽小野田市等に工場)



＜今後の取組＞

- ◆外国企業と中小企業とのマッチング支援

- ・例えば、J-GoodTech(ジェグテック)では、国内大企業と国内中小企業を中心にマッチングを実施中。
- ・今後、外国企業と中小企業とのマッチング支援の推進。

※J-GoodTech:(独)中小企業基盤機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト

### ③ 農林水産業

#### 農林水産分野におけるTPP対応

##### ①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化 等

H27・28補正予算により、具体的な対策を実施

##### ②経営安定・安定供給のための備え(経営安定対策)

- ・米:政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦:経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品:
  - 牛・豚マルキンの法制化
  - 牛・豚マルキンの補填率の引上げ
  - 豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物:加糖調製品の調整金の対象化

必要な法的手段を実施  
TPP未発効のため、未施行

##### ③検討の継続項目

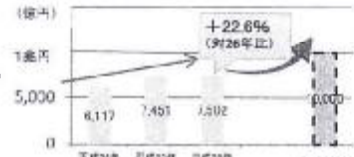
- ・農政新時代に必要の人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方を見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 等

平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定

#### 対策の主な効果

##### <輸出促進策>

- 41の輸出拠点のうち、本年度までに19が稼働。
- 米、青果、水産物等の品目別にプロモーションや輸送技術の実証試験を実施。
- 農林水産物の輸出額は4年連続最高値を更新。1兆円目標を1年前倒し。



##### <その他の担い手等の体質強化策の例>

取組内容	事業実施による効果(実例)	全国での実施状況
認定農業者等が農業経営の発展に取り組む場合に必要な機械・施設の導入を支援	【27年度事業実施分】経営体(397者)の経営改善 売上高:平均16%増 経営コスト:平均4%減 経営面積:平均15%拡大	H27補正:479地区・793経営体 H28補正:403地区・719経営体
畜産に関する施設整備や機械導入等を支援	【28年度事業実施分】搾乳ロボット導入による乳量増加 27.0kg → 29.3kg(5kg/日) 8.0%増加	H27補正:施設整備431件 機械導入7,772件 H28補正:施設整備309件 機械導入3,718件

#### <今後の取組>

##### ◆これまで総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれていた施策

- 体質強化対策:引き続き実績の検証を踏まえた必要の見直しを行った上で、必要な施策を実施
- 経営安定対策:TPP又は日EU協定の発効に合わせて対策の充実等の措置
  - ・牛・豚マルキンの補填率引上げ(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準引上げ(国:生産者=3:1へ)
  - ・改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象化

##### ◆チーズ等の乳製品

- ・国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面での低コスト・高品質化、製造面での低コスト・品質向上・ブランド化等

##### ◆構造用集材等の木材製品

- ・加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等

##### ◆パスタ・菓子等

- ・国境措置整合性確保のための小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げ

##### ◆輸出環境の整備等

- ・畜産物(豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品等)等の輸出条件の改善、国内の環境整備等 等

### ④ 地方公共団体等からの意見・要望(概要・一例)

#### 輸出促進によるグローバル展開推進

- ◆ 新輸出大国コンソーシアムについて対象地域の拡大、支援の充実
- ◆ 各機関と連携した我が国の「中堅・中小企業」の海外進出支援のさらなる強化 等

(秋田県、大阪府 等)

#### TPP等を通じた国内産業の競争力強化

- ◆ TPP協定等を契機とした事業者の生産性向上や新技術開発のための支援
- ◆ 新たな製品やサービス等の創出が期待できる産業に対しては、イノベーション創出を後押しするなど、さらなる産業発展に向けた取組 等

(福島県、東京都 等)

#### 農林水産業

- ◆ 農林水産業の体質強化に向けた対策の充実・強化、必要な予算の確保
- ◆ 生産者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、経営安定対策の充実
- ◆ チーズ等の乳製品に関する対策への支援の充実・強化
- ◆ 製材等の木材製品に対する対策への支援の充実・強化
- ◆ 輸出環境の整備及び国内外での消費拡大対策
- ◆ 漁業の成長産業化 等

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、全国農業協同組合中央会 等)

## Ⅱ TPP 11大筋合意を公表

### — カナダ政府の申入れにより首脳会合は延期 —

#### 1. TPP 11大筋合意までの経緯

- 米国を除くTPP参加11カ国（TPP 11）は、11月の閣僚会合等において米国抜きでの協定発効に向けて、凍結項目等について議論をしていた。（詳細は「農政をめぐる情勢9月号」参照）

#### 2. ベトナムにおけるTPP 11交渉の経過

- 11月7日から9日にかけて、ベトナム・ダナンで首席交渉官会合・閣僚会合が開催された。9日夜には、ベトナムとともに閣僚会合の共同議長を務めた茂木敏充経済再生担当大臣が記者会見を開き、閣僚会合として大筋合意がなされた旨を発表した。
- 一方、閣僚会合終了後、カナダのシャンパーニュ国際貿易大臣は、「大筋合意はしていない」とのコメントをツイッターに掲載した。
- 10日、カナダのトルドー首相は日加首脳会合において安倍首相に対し、首脳レベルで大筋合意を確認できる状況にないとの見解を伝えたとされている。
- 当初10日午後が開催が予定されていた首脳会合について、カナダ政府は延期を申し入れ、開催が見送られることとなった。
- 10日夜、こうした事態を受け、改めて閣僚会合が開催され、大筋合意の内容について改めて確認がなされた。
- 11日午前、茂木大臣が再度記者会見を開催し、改めて閣僚会合として大筋合意を確認した旨およびその内容について説明を行った。

#### （補足）カナダの反応

- ・ 11月10日カナダ政府は、公表のリリースにおいて、TPP 11の大筋合意を「歓迎する」一方、同協定には「カナダにとって未だ多くの課題が残されている」とし、引き続き課題解決に向けた協議を続ける考えを明らかにした。
- ・ カナダ国内のマスコミ論調は、カナダ国内の自動車産業など製造業を中心に、トルドー首相が首脳会合での合意を行わせなかったことを評価する声が多いことを伝えている。
- ・ カナダの農業者団体は、今回の一連の顛末について、「カナダは現在TPP 11交渉と並行してNAFTA交渉を抱えており、その動向が分からないなかで首脳会合において合意を確認することはできなかった」などと説明している。

### 3. 主な合意内容

- 大筋合意の内容としては、新たに追加される条文、凍結項目のリスト等が閣僚会合において確認され、新たな協定を「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（**Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership**、CPTPP）」とすることとなった。（合意内容、閣僚声明については別紙1、2の通り）

#### 【合意内容の主なポイント】

##### 《凍結項目》

- ・政府調達や医薬品データ保護期間など全20項目が指定

##### 《協定の効力発生の要件》

- ・参加11カ国のうち6カ国（TPPとは異なりGDPに関する規定がないため、6カ国の国は問わない）での批准が完了したとき

##### 《見直し条項の追加》

- ・「TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）」が追加

- 日本の農業分野に関しては、脱脂粉乳・バターの関税割当枠や牛肉、豚肉のセーフガードの発動基準に関する算定基礎の見直しが焦点となっていたが、こうした見直しは行われなかった。
- 一方、将来的な米国の復帰が望めなくなった場合（わが国においては日米FTA交渉入りが正式に決定する場合等が想定される）等に、改めて協定の見直しを行うことができる旨の内容が条文に追加された。

### 4. JAグループの今後の取り組み

- 今後、交渉の経過や大筋合意に至った判断について、十分な情報開示を求めるとともに、最終合意がなされるまで、引き続き交渉状況を注視し、情報収集に努める。併せて、国内農業の再生産確保に向けた国内対策を求めていく。
- CPTPPに加え、TPP水準以上の日米FTAが締結されることになると、国内農業にとってさらなる打撃となる。日米FTAの動向を引き続き注視する。

## TPP 11協定の合意内容について

2017年11月11日

内閣官房TPP等政府対策本部

### 1 経緯

11月9日のTPP関係会合にて、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全関係国が合意（大筋合意）。翌10日の関係会合で、関係合意内容を確認、閣僚声明を作成。

※関係会合では、日本はベトナムとともに共同議長を務めた。

### 2 新協定の内容

(1) 名称 「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」

Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

### (2) 条文の概要

第1条 TPP協定の組込み（incorporation）

第2条 特定の規定の適用の停止（凍結） → (3) 参照

第3条 効力発生（6か国の締結完了）

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し（review）

第7条 正文（英、仏、西）

### (3) 凍結項目

- 急送少額貨物（5. 7. 1 (f) の第2文）
- ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）
- 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）
- 金融サービス最低基準待遇関連規定（11. 2等）
- 電気通信紛争解決（13. 21. 1 (d)）
- 政府調達（参加条件）（15. 8. 5）
- 政府調達（追加的交渉）（15. 24. 2の一部）
- 知的財産の国内民待遇（18. 8（脚注4の第3～4文））
- 特許対象事項（18. 37. 2、18. 37. 4の第2文）
- 審査遅延に基づく特許期間延長（18. 46）
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長（18. 48）
- 一般医薬品データ保護（18. 50）
- 生物製剤データ保護（18. 51）
- 著作権等の保護期間（18. 63）
- 技術的保護手段（18. 68）
- 権利管理情報（18. 69）
- 衛星・ケータブル信号の保護（18. 79）
- インターネット・サービス・プロバイダ（18. 82、附属書1 8-E、附属書18-F）
- 保存及び貿易（20. 17. 5の一部等）
- 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A. 3）

(注) 詳細を署名までに具体化するべき項目は以下の通り。① 国有企業革留保表（マレーシア）、② サービス・投資革留保表（ブルネイ）、③ 労働革留保表（マレーシア）に関する紛争処理（制裁措置部分）（28. 20）（ベトナム）、④ 文化例外（カナダ）

(4) 署名

協定の法技術的チェック（リーガル・スクラブ）等の作業終了後、  
署名予定

(5) 見直し条項

TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、い  
ずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等  
を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）

Trans-Pacific Partnership Ministerial Statement  
環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳）

1. When we last met in Ha Noi, Viet Nam on 21 May 2017, the Ministers of Australia, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore and Viet Nam, reaffirmed the balanced outcome and the strategic and economic significance of the TPP Agreement signed in Auckland on 4 February 2016 (hereinafter referred to as "the TPP") highlighting its principles and high standards as a way to promote regional economic integration and contribute to the economic growth prospects of its member countries, and create new opportunities for workers, families, farmers, businesses and consumers.

1. 2017年5月21日に我々がベトナムのハノイで行った前回合合の際、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムの閣僚は、オークランドで2016年2月4日に署名された TPP 協定（以下「TPP」）のバランスのとれた成果及び戦略的・経済的価値を再確認し、地域経済統合を促進し、メンバー国の経済成長見通しに寄与し、労働者、家族、農業従事者、企業そして消費者へ新たな機会を創出する手段としての TPP の原則と高い水準を強調した。

2. In May, Ministers tasked officials to engage in a process of assessing options to bring the comprehensive, high quality Agreement into force expeditiously. Over the past several months, officials have worked to reach a balanced outcome that maintains the significant benefits of the TPP.

2. 5月、閣僚は、その包括的で質の高い合意を迅速に発効させるための選択肢を評価する作業に従事するよう実務者に指示した。過去数ヶ月にわたり、実務者は TPP の重要な利益を維持するバランスの取れた成果に到達するため、作業を行ってきた。

3. Ministers are pleased to announce that they have agreed on the core elements of the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP). Ministers agreed to Annex I and II (attached) which incorporates provisions of the TPP, with the exception of a limited set of provisions which will be suspended. This text also incorporates a list of four specific items for which substantial progress was made but consensus must be achieved prior to signing.

3. 閣僚は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTPP) の中核について合意に達したことを喜びとともに公表する。閣

僚は、TPP の条文を組み込み、一部条文を例外的に凍結する附属書 I 及び II (別紙) に合意した。この文書には、大きな進展があったが署名前に意見の一致に至るべき 4 つの特定事項が含まれている。

4. Ministers agree that the CPTPP maintains the high standards, overall balance, and integrity of the TPP while ensuring the commercial and other interests of all participants and preserving our inherent right to regulate, including the flexibility of the Parties to set legislative and regulatory priorities. Ministers also affirm the right of each Party to preserve, develop, and implement its cultural policies. Ministers consider that the CPTPP reflect the desire of the Parties to implement the TPP outcomes among themselves.

4. 閣僚は、CPTPP が、TPP の高い水準、全体的なバランス、完全性を維持し、同時に、すべての参加国の商業上の利益及びその他の利益を確保し、また、柔軟な立法および規制上の優先事項の設定を含む締約国の固有の規制権限を保持することに合意する。閣僚はまた、それぞれの締約国が文化政策を維持し、策定し、実施する権利を有することを確認する。閣僚は、CPTPP が、TPP の成果を締約国間で実施するという締約国の願望を反映していると考ええる。

5. Ministers confirm that the legal instrument proposed for the CPTPP allows the participants to act decisively in a timely manner to advance their shared objectives. Ministers reaffirm that the CPTPP demonstrates their firm commitment to open markets, to combat protectionism, and to advance regional economic integration.

5. 閣僚は、CPTPP として提案された法的文書により、参加国が、時宜を得た形で共通の目標を推進するために断固とした行動をとることができることを確認する。閣僚は、CPTPP が、開かれた市場、保護主義への対抗、地域経済統合の推進に対する各国の確固たるコミットメントを示していることを改めて確認する。

6. Noting Article 6 of the CPTPP, Ministers shared the view that the scope of a review may extend to proposals to amend the CPTPP, to reflect the circumstances concerning the status of the TPP.

6. CPTPP 第 6 条に関し、閣僚は、見直しの範囲が、TPP の現状に関する状況を反映するための CPTPP 改正の提案に及ぶ可能性があるとの見解を共有した。

7. Furthermore, Ministers decided that all the TPP side letters signed among the 11 countries will be maintained in principle, unless the relevant Parties decide otherwise.

7. さらに、閣僚は、関係締約国が別段の決定を下さない限り、11か国の間でTPPに関連して署名された全てのサイドレターが原則として維持されることを決定した。

8. Ministers tasked officials to continue their technical work, including continuing their efforts toward finalising those items for which consensus has not yet been achieved, and legal verification of the English text and translation, to prepare finalised text for signature.

8. 閣僚は、実務者に対し、署名するための最終版テキストを準備するた  
め、意見の一致が得られていない事項を完結させるための努力の継続や英  
語テキストの法的精査、翻訳を含む技術的な作業を継続するよう指示した。

9. Ministers recognize that each country will need to pursue its own domestic processes, including for public consultation, in advance of signature.

9. 閣僚は、署名に先立って、それぞれの締約国が、公の協議等の各国そ  
れぞれの手続を実施する必要があることを認識する。



### Ⅲ その他通商交渉をめぐる情勢

#### — 農水省、日EU・EPAの影響を公表 —

##### 1. 日米首脳会談

- 11月6日、初来日したトランプ大統領と安倍首相は、東京で日米首脳会談を開催した。会談において、日米FTAなどの具体的な手段には言及しなかったとされているが、会談後の共同記者会見でトランプ大統領は「公正、自由で互恵的な貿易関係を確立したい」と述べた。
- なお、同日午前、トランプ大統領は駐日米国大使館で演説し、対日貿易赤字に触れ、自動車分野を名指ししたうえで貿易が公正でないと批判したほか、TPPについて否定的な考えを改めて示した。
- 17日、ハガティ駐日米大使は日米首脳会談について、「両首脳は貿易赤字解消のため、日米FTAを含むあらゆる方策を話し合った」と述べた。
- 20日、安倍首相は衆院本会議の代表質問において、「日米FTAに関するやりとりはなかった」と語っている。

##### 2. 日EU・EPA

- 10月14日、大枠合意後初めてとなる首席交渉官会合が東京で開催された。日EU双方の対立が伝えられている紛争解決手続き等をめぐって議論がされたと報じられている。
- 16日、EU側の視察団が来日し、日本産の豚肉や乳製品、卵製品のEUへの輸出解禁に向け、衛生管理基準の調査を行った。
- 11月2日、農林水産省は日EU・EPAにおける農林水産物への影響を公表した。（品目ごとの影響について（総括表）は別紙1の通り）
- 影響分析では4段階の評価をしており、大半の国産農林水産物で影響は「見込み難い」「限定的」とした。
- 最も影響が大きいと見るのが、牛肉、豚肉、牛乳乳製品等。これらについては、「当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念」があるとし、コスト削減や品質向上などの体質強化対策を実施することに加え、経営安定対策についてもTPP等の状況を踏まえて必要な検討を行う、としている。
- 豚肉については、差額関税制度の維持で、高価格帯と低価格帯の肉を組み合わせる現状の形態が続くと想定しているが、低価格帯の肉にかけ

る従量税の削減で、安価な肉が単独で輸入される可能性があり、国産価格が下落する懸念がある。小麦については、「輸入増大は見込み難い」とした。

- 一方、輸出については、牛肉、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶などを重点品目とし、外食向け需要を中心に輸出拡大が期待されるとし、輸出環境の改善に向けた取り組みを加速化するとしている。

### **3. RCEP**

- 11月14日、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉参加16カ国は、フィリピン・マニラで首脳会合を開き「妥結に向け2018年に一層努力する」との声明を採択し、年内合意の先送りを確定させた。新たな合意時期は明示しなかった。

## 日EU・EPAにおける品目ごとの農林水産物への影響について(総括表)

## 1. 品目ごとの農林水産物の影響(合計28品目)

影響	品目例	対応方向等	
1 特段の影響は見込み難い	小豆	・ 更なる競争力の強化が必要。	
	茶	・ 更なる競争力の強化が必要。	
	ほたてがい	・ 更なる競争力の強化が必要。	
	ほか11品目(大麦、いんげん、落花生、パインアップル、こんにゃくいも、鶏肉、まいわし、まだら、するめいか・あかいか・やりいか、さけ・ます類、うなぎ)		
2 影響は限定的と見込まれる	オレンジ	・ 長期的には、 <u>国産うんしゅうみかん及び果汁の価格の下落も懸念されることから、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、生産性向上等の体質強化対策を実施することが必要。</u>	
	鶏卵	・ 長期的には、 <u>国産鶏卵の価格の下落も懸念されることから、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、生産性向上等の体質強化対策を実施することが必要。</u>	
	あじ	・ 長期的には、 <u>国産価格の下落も懸念されることから、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、生産性向上等の体質強化対策を実施することが必要。</u>	
ほか4品目(りんご、トマト加工品、さば、かつお・まぐろ類)			
3 小麦の輸入の増大は見込み難いが、小麦製品の輸入増大の懸念	小麦	・ <u>パスタ・菓子等のEU産小麦製品の輸入増大や価格低下が生ずることも懸念されることから、国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から必要な措置を講ずるとともに、更なる競争力の強化が必要。</u>	
	てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難いが、加糖調製品の輸入増大の懸念	砂糖	・ <u>安価な加糖調製品の輸入増大により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、経営安定対策について、TPPの状況等も踏まえて必要な検討を加えるとともに、更なる競争力の強化が必要。</u>
	国産いもでん粉への影響は限定的と見込まれるが、長期的には、国産ばれいしょでん粉の価格低下の懸念	でん粉	・ <u>国産いもでん粉への影響は限定的と見込まれるが、長期的には、国産ばれいしょでん粉の価格低下も懸念されることから、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、生産性向上等の体質強化対策を実施することが必要。</u>

影響	品目例	対応方向等
4 当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的には、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、<u>生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策を、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で実施することに加え、経営安定対策について、TPPの状況等も踏まえて必要な検討を加えることが必要。</u></li> </ul>
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、<u>生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策を、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で実施することに加え、経営安定対策についてTPPの状況等も踏まえて必要な検討を加えることが必要。</u></li> </ul>
	牛乳乳製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的には、競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳価の下落も懸念される。このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策を実施することに加え、<u>日本産のチーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進するとともに、経営安定対策について、TPPの状況等も踏まえて必要な検討を加えることが必要。</u></li> </ul>
	構造用集成材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的には、<u>関税引下げの影響が懸念されることから、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で川上から川下に至る総合的な体質強化等の対策の検討が必要。</u></li> </ul>

※ 米、のり、こんぶ、わかめ・ひじきといった、関税削減・撤廃等からの除外を獲得した品目については、分析対象とはしていない。

## 2. 日本産農林水産物・食品の輸出(重点品目:8品目)

影響	品目例	対応方向等
今後の輸出拡大を期待	<b>重点品目</b> (水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外食向け需要を中心に今後の輸出拡大を期待。</li> <li>輸出環境課題の解決に向けた取組を加速化し、更なる輸出拡大を図る。</li> </ul>

## IV 卸売市場法の抜本的見直しに向けた動き

### — 年末までの具体的結論に向け、検討再開 —

#### 1. 規制改革推進会議・自民党の動向

- 政府・与党は、農業競争力強化プログラムや規制改革実施計画等に基づき、「卸売市場法の抜本的見直し」について、年末までに具体的結論を得て、来年の通常国会に関連法案を提出することとしており、衆議院選挙後に先送りとしていた検討を再開した。

#### 【卸売市場法見直しにおいて論点とされている主な取引時の原則】

##### ◎売買取引の方法

開設者が市場ごとに業務規程で生鮮食料品等の区分を定め、それぞれの区分に応じせり・入札又は相対による売買取引の方法によること

##### ◎差別的取扱いの禁止

卸売業者が取引する数量の大小など諸条件で出荷者・買受人を不当に差別することを禁止

##### ◎受託拒否の禁止

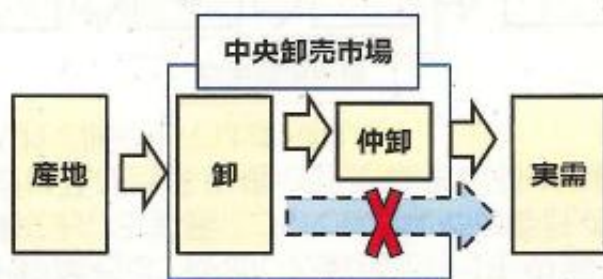
産地の出荷物を卸が必ず引き取る  
(卸売業者が正当な理由がないかぎり、出荷者からの販売委託の申込を拒否することを禁止)

##### ◎代金決済の確保

支払期日、支払方法その他の決済方法を業務規程で定める  
(原則として、卸売業者は販売した代金を翌日までに出荷者に送金しなければならない。また、買受人は買い受けた物品を引き取ると同時に代金を支払わなければならない。ただし、支払いに関する契約を結んでいる場合は、この限りではない。)

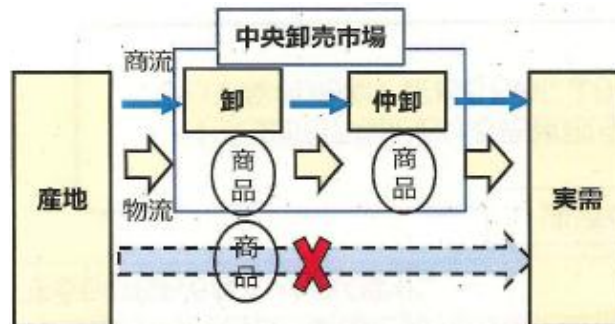
##### ●第三者販売の原則禁止

卸売業者の販売先を市場内の仲卸や売買参加者に限定



●商物一致の原則

卸売業者の販売を市場内にある物品に限定



●直荷引きの原則禁止

仲卸業者の仕入れ先を当該市場の卸売業者に限定



(◎印は会合等において維持すべきとされているもの)

- 10月25日、11月1日、規制改革推進会議は、未来投資会議と合同で会合を開催した。会議内容は公表されていないが、生産者から維持すべきとの意見が多い「差別的取扱、受託拒否の禁止」、「代金決済の確保」以外はゼロベースの見直しを求める意見が出されている模様である。

【政府の卸売市場法に関する会合】

10月25日：農林水産省よりヒアリング

農林水産省より資料「卸売市場を含めた流通構造について」提出

11月1日：市場関係者よりヒアリング

「長野県連合青果株式会社」、「株式会社大田花き」、「丸進成果株式会社」、「株式会社フーディソン」より資料提出

- 11月6日より、自民党は、議論を再開し、農林水産省や市場関係者、JAグループなどからヒアリングを行っている。(11月6～14日までに行った市場関係者等からの主な意見は別紙1の通り)

## 【自民党の卸売市場法に関する主な会合】

- 1 1月6日（農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議）  
：農林水産省、市場関係者よりヒアリング  
⇒受託拒否の禁止や差別的取扱いの禁止といった卸売市場の公共性に関する規制の廃止に慎重な意見が相次いだ。一方、他の規制では見直しを求める声も出た。
- 1 1月7日（農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議）  
：市場関係者よりヒアリング  
⇒第三者販売の禁止と商物一致といった規制見直しについて、大手等から推進を求める意見が出た一方、仲卸業者、小売業者等から堅持を求める意見が出た。
- 1 1月14日（農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議）  
：JAグループを含む市場関係者よりヒアリング  
⇒受託拒否の禁止について、廃止を求める声が上がらなかった一方、第三者販売の原則禁止などは意見が割れた。
- 1 1月14日（自民党卸売市場議員連盟勉強会）  
《勉強会の主な内容》  
（立命館大学経済学部・新山陽子教授）  
・大手量販店の強まるバイイングパワー（購買力）に対応するには、卸売市場の公正な価格形成の役割がますます大きくなっている。  
・多数の売り手と買い手が集まる卸売市場を介在することで、結果として生産者、量販店などの双方が取引コストを削減できる。
- 1 1月15日（農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議）  
：卸売市場を含めた流通構造について自由討議  
⇒本格議論を開始。当の結論として受託拒否の禁止と差別的取扱いの禁止の規制の維持を打ち出す方向が固まりつつあると見られる。

- 22日、農水省の素案が明らかになったと報道された。現行の卸売市場法で定める取引規制は大部分を廃止し、一部だけ「共通ルール」として維持し、このルールを守るところを国が中央卸売市場として認定する。中央卸売市場として民間市場も認められることとなり、公設を基本としてきた卸売市場制度の大転換となる。

## 【農水省素案のポイント】

- ・市場法の取引規制は大半を廃止するが、一部を「共通ルール」として維持。共通ルールを守る卸売市場を国や都道府県が認定
- ・中央卸売市場について、開設者は行政に限るとした制限も撤廃。民間企業も開設可能に
- ・共通ルールは①受託拒否の禁止②代金決済ルールの策定公表③売買取引の方法の公表④差別的取扱いの禁止⑤取引条件（出荷奨励金、委託手数料

など)の公表⑥取引結果(取引数量・価格など)の公表  
・第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則などの取引規制は廃止するが、公表を条件に各市場が独自ルールとして定めることは可能

## 2. 今後の見通し

- 11月下旬に予定される自民党の論点整理、規制改革推進会議の提言を踏まえ、政府・与党は、11月末までに市場法見直しに関するとりまとめを行い、その内容を「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に盛り込む予定としている。

## 3. JAグループの対応

- 11月9日、JA全中は「卸売市場法の見直しにかかるJAグループの基本的考え方」をまとめた。(別紙2の通り)

### 【卸売市場法の見直しにかかるJAグループの基本的考え方(項目抜粋)】

1. 卸売市場の機能を弱体化させる見直しは容認できない
2. 市場の公的機能を担保する規制(受託拒否の禁止など)等の堅持
3. 関係者の十分な調整等に基づく市場の機能強化に資する見直しの実施
4. 第三者販売の原則禁止等の扱いの慎重な検討
5. 商物一致の原則の実態に即した見直し
6. 物流改革、市場再編整備など流通全体の改善促進
7. JAグループの自己改革の後押し

- JAグループは、基本的考え方に基づき、全農や関係団体等と連携し、政府・与党に対する働きかけの強化やヒアリング対応に取り組むとともに、引き続き、情報収集・実態把握等を実施する。



卸売市場を含めた流通構造についての関係者ヒアリングにおける主な意見

平成29年11月15日

論 点	意 見
卸売市場も含めた食品流通の合理化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者の経営感覚を向上させる方向に流通構造と関連制度を総合的に見直すべき。(11月6日・生産者)</li> <li>○ 宅配やネット通販等の集荷・分荷施設として、卸売市場の有効活用や空車情報をオープン化し積載率向上による物流の効率化を推進すべき。また、流通ルートに応じた出荷規格の簡素化や、QRコード等を活用した仕分け・搬送の無人化の取組を進めるべき。(11月6日・生産者)</li> <li>○ 神奈川県内でも小田原から横浜へトラックで運ぶため、生産者の中からじゃんけんで運ぶ者を決めなければならぬほど、物流便が不足。(11月6日・生産者)</li> <li>○ 卸売市場のIT化を進めることは大きな命題。(11月7日・仲卸業者、小売業者)</li> <li>○ HACCP手法による衛生管理の義務化に伴い、衛生・品質管理の高度化に取り組むことが必要。(11月7日・卸売業者)</li> <li>○ 卸売市場の計画的な整備と助成が必要。(11月7日・地方公共団体)</li> <li>○ 卸売市場については、鮮度保持、物流機能、トレース、産地情報など期待すべき様々な課題がある。(11月14日・量販店)</li> <li>○ 卸売市場で一番重要なのは物流であって、コスト削減のための物流プラットフォームをしっかりと整備することが重要。(11月14日・市場外流通業者)</li> </ul>
生鮮食料品等の公正な取引環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイイングパワーにより価格形成や取引が歪められないよう、優越的地位の濫用の監視を徹底すべき。(11月6日・生産者)</li> </ul>
卸売市場に関する規制等	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売市場が果たしている機能は公共性が高く、卸売市場に対する公的関与を行う仕組みは堅持すべき。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 品目や市場ごとの実情に応じて実態が先行していることから、受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止、早期の代金決済以外の規制はなくし、市場を活性化すべき。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 卸売市場がダメだという誤解を受けないような卸売市場の改革をお願いします。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 現行の規制の下で弾力的に対応しながら、卸売市場の調整役としての機能を果たしていることを認識してほしい。(11月7日・仲卸業者)</li> <li>○ 卸売市場に関する国と地方公共団体の役割、市場関係業者の役割・機能を明確にしてほしい。(11月7日・地方公共団体)</li> <li>○ 卸売市場法規制によって、自由な商売ができなくなっていると感じている。創意工夫ができるようにすることが必要。(11月14日・量販店)</li> </ul>

論 点	意 見
卸売市場に関する規制等	<p><b>【総論】(続き)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定供給を壊さないように卸売市場独自のアイデアでビジネスを作っていくこと、市場が市場外流通で行われているような流通にも取り組めるようになり、そのプラットフォームを我々のような事業者や外食業者が利用できる仕組みとすることが必要。(11月14日・市場外流通業者)</li> <li>○ 卸売市場の機能を弱体化させないよう配慮しつつ、生産者の所得増大につながる見直しとすることが重要。(11月14日・農業者団体)</li> </ul> <p><b>【売買取引の方法と透明性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者にとって公正で透明な取引を行える場は必要。(11月6日・生産者)</li> <li>○ 卸売市場においてはせり取引等を通じて全国の取引の指標となる価格を形成。(11月6日,7日・卸売業者)</li> <li>○ 農産物を評価し価格形成することが仲卸業者の役割。(11月7日・仲卸業者)</li> <li>○ 価格形成機能と相対取引の透明性の確保は必要。(11月7日・小売業者)</li> </ul> <p><b>【差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止、代金決済の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止、早期の代金決済については、公的関与がある卸売市場としては引き続き行うべき。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 差別的取扱いの禁止は、大手量販店にわがままな取引をさせないためにも必要。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 生きた家畜をと畜し、枝肉にしない限り商品とならないため、受託拒否の禁止は出荷者にとって死活問題。(11月7日・卸売業者)</li> <li>○ 差別的取扱いの禁止・受託拒否の禁止の緩和により、今以上に零細な仲卸や買参人が取引に参加できなくなる恐れ(11月7日・仲卸業者)。</li> <li>○ 代金決済機能、早期代払いシステムといった卸売市場独特のシステムは、産地への迅速な代金回収と卸売業者の経営安定に貢献。(11月7日・小売業者)</li> <li>○ 売買取引方法の設定、差別的取扱いの禁止及び受託拒否の禁止については、市場機能を維持するための原理原則として大きな見直しの必要はない。(11月14日・外食事業者)</li> <li>○ 受託拒否の禁止、代金決済の確保は、生産者にとって最もメリット感があるものであり、堅持すべき。(11月14日・農業者団体)</li> </ul> <p><b>【第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物流効率化、コスト削減の観点から、第三者販売の原則禁止の見直し及び商物分離は是非進めてもらいたい。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 第三者販売については、実態として進んでいるので、廃止や緩和を進めてもよい。(11月6日・卸売業者)</li> </ul>

論 点	意 見
卸売市場に関する規制等	<p><b>【第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則】(続き)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三者販売は、量販店の物流センターのキャパシティにも限界があるので仲卸業者の経営に影響がでるほどは進まない。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 九州の人にも買参権を付与して九州で荷を卸すことができるのに大田にもってこないといけない。商物分離はやるべき。(11月6日・卸売業者)</li> <li>○ 第三者販売の原則禁止等の見直しについては、例外の扱いでなくなると歯止めがきかなくなることを懸念。(11月7日・仲卸業者)</li> <li>○ 仲卸や小規模小売が淘汰されるようなことのないよう、第三者販売の原則禁止は堅持すべき。(11月7日・仲卸業者)</li> <li>○ 第三者販売が自由になって量販店対応が進むと、市場に荷物が集まらなくなり、専門小売の品揃えに不安。(11月7日・小売業者)</li> <li>○ 食肉では、個体の品質格差も大きく、買受人が商品を直接見ないで買受することは困難。商物一致の原則は必要。(11月7日・卸売業者)</li> <li>○ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止及び商物一致の原則については、流通の効率化や利便性を図る観点から見直しを検討する必要。(11月14日・外食事業者)</li> <li>○ 第三者販売については、量販店のバイイングパワーが強まらないよう配慮しつつ、契約取引を進めていくことができるよう柔軟なものとする必要がある。(11月14日・農業者団体)</li> <li>○ 商物一致の原則については、鮮度の向上やコスト削減の観点から、生産者と消費者双方にメリットがあるよう実態に即した見直しとすべき。(11月14日・農業者団体)</li> </ul> <p><b>【手数料等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託手数料の原資は生産者負担のため、手数料から交付されている出荷奨励金や完納奨励金を廃止し、手数料率を引き下げれば、生産者の所得向上に有効。(11月6日・生産者)</li> </ul>

## 卸売市場法の見直しにかかるJAグループの基本的考え方

平成29年11月  
全国農業協同組合中央会

「卸売市場法の抜本的見直し」については、農業競争力強化プログラムや規制改革実施計画等に基づき、年末までに具体的結論を得て、来年の通常国会に関連法案を提出することとなっている。

卸売市場の経由率は、消費・流通の変化等により低下傾向にあるものの、国産青果物の経由率は9割弱を維持している。

このような実態を無視し、制度・規制が廃止・見直されれば、市場流通が弱体化・混乱し、生産者の販売環境が悪化するとともに、消費者への安定供給にも支障をきたしかねない。

については、卸売市場法の見直しにあたっては、下記の考え方により行われる必要がある。

### 記

#### 1. 卸売市場の機能を弱体化させる見直しは容認できない

#### 2. 市場の公的機能を担保する規制（受託拒否の禁止など）等の堅持

卸売市場は、受託拒否をしないことや透明で公正な取引を行うこと等により、腐敗しやすい青果物等の円滑な流通を支え、青果物等の安定生産・安定供給に大きな役割を果たしている。こうした市場の公的機能は今後とも不可欠であり、この機能を担保する規制（差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止、代金決済の確保など）や支援措置は堅持すること。

#### 3. 関係者の十分な調整等に基づく市場の機能強化に資する見直しの実施

卸売市場法の見直しにあたっては、卸売市場の価格形成や集荷・分荷、代金決済等の機能強化をはかり、共同販売等に取り組む生産者の所得向上に資するものとするとともに、産地、卸売市場、小売の実態が地域ごとに異なることを十分ふまえること。

また、市場の実態・役割・課題や規制の見直しによるメリット・デメリット等を明らかにした上で、関係者からの幅広いヒアリングを行い、十分な調整を行うこと。

#### 4. 大手量販店等のバイイングパワーが強まらないようにするなど、第三者販売の原則禁止等の扱いの慎重な検討

第三者販売の原則禁止や直荷引きの原則禁止等の扱いについては、大手量販店等のバイイングパワーが強まらないようにすること、生産者の所得増大に資する市場の活性化の観点から、慎重な検討を行うこと。

#### 5. 商物一致の原則の実態に即した見直し

商物一致の原則については、鮮度の向上や流通コストの削減、物流における労働力不足問題の改善などに寄与し、生産者・消費者双方にメリットがあるよう、実態に即した見直しをすすめること。

#### 6. 物流改革、市場再編整備など流通全体の改善促進

コールドチェーンの拡大や規格の簡素化等の物流改革、適正な価格形成を確保する監視体制の強化、市場の再編整備の促進など、流通全体の改善を促進すること。

#### 7. JAグループの自己改革の後押し

JAグループは自己改革のなかで、直接販売や販売力のある市場を活用した予約相対取引の拡大等に取り組むこととしており、こうしたJAグループの自己改革を後押しする流通構造・政策の確立が必要である。

以 上

農政をめぐる情勢

平成29年11月28日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉